

# 投資信託等の運用に関する委員会決議 4 及び 5 に定める留意事項

令和 6 年 9 月 19 日制定

投資信託等の運用に関する委員会決議 4 及び 5 に規定する「別に定める留意事項」は、以下の 1. 及び 2. に定める事項とする。

また、同委員会決議 4 又は 5 に定める要件を満たすことにより該当するオルタナティブ資産に投資する不動産投資信託証券、インフラ投資信託証券及び外国投資信託証券は、次に掲げるものが主に該当するものと考えられる。（制定時現在）

- (1) 米国証券取引委員会 (SEC) 及び米国各州に登録されている米国非上場 REIT、米国非上場 BDC 及び米国クローズドエンドファンド (Interval Fund や Tender offer fund)
- (2) 欧州長期投資ファンド規則の適用を受けたファンド (European Long Term Investment Fund 「ELTIF」という。) または英国長期資産ファンド規則の適用を受けたファンド (Long Term Asset Fund 「LTAF」という。)
- (3) ルクセンブルク法の適用を受けた UCI part II

## 1. 組入れに関する留意すべき事項

- (1) 設定・解約をする者の間に不公平が生じない措置 (ファースト・ムーバー・アドバンテージの抑止)

組入れ対象の投資信託証券によっては、時価の算出頻度が一ヶ月乃至四半期に一回などの頻度でしか算出されないことが想定されるため、日次などで設定・解約が出来る国内籍の投資信託に当該投資信託証券を組入れる際に、その割合が国内籍の投資信託の基準価額に相応の影響度を与える場合 (例えば、純資産総額の 15% を超えるような組入れを行う場合など) は、次に掲げる設定・解約をする者の間に不公平が生じない措置 (ファースト・ムーバー・アドバンテージの抑止) を講じるものとする。

なお、国内籍の投資信託の基準価額への影響度が相応に存在しないと判断できる場合の取扱いについては、委託会社により次に掲げる措置を講じるかどうかの必要性を、投資者利益を最優先に検討の上、措置が必要と判断した場合の次の取扱いは、同様に考えるものとする。

- ① 国内籍の投資信託を組成するに当たり、例えば、設定・解約をする者の間の不公平を軽減するための措置として信託財産留保額を設定するなど、一定の必要な措置を検討すること。
- ② 国内籍の投資信託の設定・解約の頻度が、組入れ投資信託証券の時価の算出頻度を超えるものでないこと。
- ③ 組入れ投資信託証券の換金に上限が設定されている場合、国内籍の投資信託においても解約に係る制限を設ける必要があるかどうかを十分に検討すること。
- ④ ①～③に係る措置を講じた上で、解約に応じた場合であっても、常に、組入れ投資信託証券の国内籍の投資信託の基準価額への影響度が一定の範囲内に限定されていることを適切にモニタリングすること。

## (2) 顧客ニーズに沿った商品設計の検討

組入れ対象の投資信託も含め、組成する商品の複雑さやリスク等を十分に考慮しつつ、組入れ対象の投資信託の現地における適合性基準も加味しながら、販売対象として想定する顧客属性を特定し、それに応じた商品設計や販売会社との情報連携を行う。

## 2. 開示に関する留意すべき事項

投資信託等の運用に関する委員会決議4又は5に定める要件を満たす投資信託証券を組入れる国内籍投資信託においては、流動性の確保が担保できる措置及び受益者の平等性に配慮するための措置（解約制限など）について交付目論見書又は投資信託約款へ記載することに加え、交付目論見書をはじめとする契約締結前の開示資料中にこれらの投資信託証券への投資に関するリスクについて投資者への注意喚起が記載されていなければならないものとする。

「これらの投資信託証券への投資に関するリスク」については、例えば以下のようなリスクが考えられる。

### (1) 流動性に関するリスク

これらの投資信託証券は流動性が著しく乏しいため、一般的に、これらの投資信託証券を組入れた投資信託は他の金融商品を組入れた投資信託と比較して、流動性リスクが高い商品であると考えられる。

### (2) 評価及び換金に関するリスク

組入れを行う投資信託証券によっては、組入れ投資信託証券の時価の算出頻度が一ヶ月乃至四半期に一回などの頻度でしか算出されないことから、国内籍の投資信託の設定・解約の頻度は、組入れ投資信託証券の時価の算出頻度を超えない必要があると考えられる。

また、国内籍の投資信託に解約額の上限を設定する場合も想定されるため、必ずしも受益者の解約希望額を満たせない場合も想定される。

更に、投資信託の商品性によっては年単位を超えた解約不可日の設定をせざるを得ず、更に有事の事態が発生した場合には複数年に亘って解約が出来ない場合も想定される。

加えて、投資信託の1口当たり純資産価格の根拠となる組入れ資産の評価価格は公正価値に基づくものであり、実際の売買時の価格とは必ずしも一致しない旨を記載するなど、評価及び換金に関するリスクについて記載する必要があると考えられる。

これらを踏まえ、投資者保護の観点から、これらのリスクがある旨などを、交付目論見書その他の開示資料で明記する必要がある。

以 上